

# 全国学力・学習状況調査における個人情報保護についての意見書

2009年(平成21年)8月21日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

平成19年度ないし平成21年度全国学力・学習状況調査において取得された解答用紙,各児童生徒についての調査結果,個人票については,保管の必要性について十分検討することとし,これがない以上は,速やか,かつ,個人情報漏洩しない方法で安全に廃棄されるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 アンケート調査実施の経緯

文部科学省は,2007年度(平成19年度)から全国学力・学習状況調査を開始した。2009年度(平成21年度)についても,2009年(平成21年)4月21日に「平成21年度全国学力・学習状況調査」を実施している。

当連合会は,2008年(平成20年)2月15日付「全国学力調査に関する意見書」において,2007年(平成19年)4月に実施され,かつ,2008年度(平成20年度)以降も実施されようとしていた全国学力・学習状況調査について「学校教育現場にテスト成績重視の風潮,過度の競争をもたらし,教師の自由で創造的な教育活動を妨げ,文部科学大臣の教育に対する『不当な支配』(教育基本法16条1項)に該当する違法の疑いが強い。また,このような事態は,子どもの全人的な発達を阻害するほか,障害のある子どもに対する差別を招くなど,子ども1人ひとりの個性に応じた弾力的な教育を受ける権利を侵害するおそれ大きい」として,いわゆる悉皆調査として実施されることに反対の意見を表明し,サンプル調査への変更を提案していたものである。

したがって,当連合会としては,2007年度(平成19年度)から2009年度(平成21年度)に悉皆調査としての全国学力・学習状況調査が実施されたことを是認するものではないが,現に実施された全国学力・学習状況調査に関して,個人情報保護の観点からさらなる問題が引き起こされることがあってはならない。

そこで,当連合会は,学力調査において児童らの個人情報・プライバシーが十分に保護されているかどうかを確認するため,2008年(平成20年)5月1日に全国の教育委員会に対するアンケート調査を実施し,367の教育

委員会から回答を得た。その結果，個人情報・プライバシー保護の観点から重大な懸念を持たざるを得ないことが明らかとなった。

以下，アンケート結果を引用しつつ，問題点及び改善策について具体的に論ずる。

## 2 アンケート結果分析からの個人情報・プライバシー保護上の問題点，改善策について

### (1) 平成19年度全国学力・学習状況調査における解答用紙・各児童生徒についての調査結果・個人票に関する回答状況について

アンケートにおいては，平成19年度全国学力・学習状況調査における解答用紙・各児童生徒についての調査結果・個人票に関する質問を行った。

保管の有無については，解答用紙を保管している教育委員会・学校54(保管せず307)，調査結果を保管している教育委員会・学校327(保管せず96)，個人票を保管している教育委員会・学校112(保管せず258)であった(質問項目としては，教育委員会における保管・学校における保管に分けて質問しており，複数回答もあった)。

保管をする理由については，解答用紙，調査結果，個人票とも，学習指導のためとの回答が最も多かった。

保管期間については，1年間から永久保存まで様々な回答が見られた。

安全管理措置については，施錠した施設に保管するとの回答が多かったが，特になしとの回答や具体的な回答がない教育委員会も相当数あった。また，個人識別可能性を除去するとの回答は少数であった。

### (2) 調査の目的と解答用紙等の保管の必要性について

上記回答状況により，多くの教育委員会・学校において解答用紙，調査結果，個人票を保管していることが明らかである。

平成19年度全国学力・学習状況調査は，「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によると，「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から，各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより，教育及び教育施策の成果と課題を検証し，その改善を図る」，「各教育委員会，学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し，その改善を図る」ことを目的としている。これらの目的のために教育委員会や学校が個々の児童生徒の解答状況を記載した解答用紙・調査結果・個人票を保管する必要があるとは思われない。

少なくない教育委員会は，学習指導のためにこれらの資料を保管している

とする。しかし、この回答が当該児童生徒に関する解答用紙等を個々の児童生徒に対する指導に活用することを意味するとすれば、個人情報の目的外利用であると言わなくてはならない。そうではなく、一般的な指導を意味するとすれば、個々の児童生徒の解答状況等を記載したこれらの資料は目的にとって不必要ということになる。

よって、平成19年度全国学力・学習状況調査については、解答用紙・調査結果・個人票の保管は不必要なものと言わざるを得ない。

そして、各自治体の個人情報保護条例においては、行政目的の達成に必要な範囲内においてのみ個人情報の取得を認めており、取得後に必要がなくなった場合には廃棄等を義務づけている。不必要に個人情報を保管した場合に漏洩等のリスクがあると考え、このような規定はプライバシー保護上妥当である。そして、各児童生徒の解答状況等を記載した解答用紙・調査結果・個人票は機微な情報でもある。

よって、教育委員会・学校による平成19年度全国学力・学習状況調査の解答用紙・調査結果・個人票の保管は各自治体の個人情報保護条例に違反する可能性が高く、かつ、プライバシー保護の観点からも相当ではない。

平成20年度以降の全国学力・学習状況調査については「各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる」ことも目的とされているものの、悉皆調査という方法に問題がある以上、このような目的を付加したからといって、全国学力・学習状況調査の実施が正当化されるわけではなく、この目的のための解答用紙等の保管が正当化されるものではない。また、当該目的を前提としても、その目的との関係に必要な期間についてのみ保管がなされるべきである。具体的にいうと、対象生徒の卒業後まで解答用紙等の個人識別可能な資料を保管する必要があるとは思われない。しかし、保管期間が1年以上、すなわち小学校6年生、中学校3年生の対象生徒の卒業後も資料を保管するという教育委員会が多数を占めており、これは一般的には各地の条例及び解答用紙等の安全管理の観点から問題であると言わざるを得ず、利用目的に応じた保管の必要性が消失した場合には速やかな破棄がなされるべきである。

### (3) 解答用紙等の不適切な保管状況について

解答用紙・調査結果・個人票については、機微な情報が記載されている以上、プライバシー保護の観点から厳重な安全管理が必要である。

しかし、上記回答状況によると、具体的な回答がない教育委員会が相当数存在する。仮に何らの安全管理措置も講じていないのであるとしたら、機微

な個人情報についての安全管理義務を果たしていないと言わなくてはならない。

また、解答用紙等を個人識別可能となる照合用資料とは別に保管するのが有効な安全対策であると思われるが、そのような回答がほとんどなかったことから個人識別可能となる照合用資料と一緒に保管されている可能性がある。そのような保管方法は不相当であると言わなくてはならない。

#### (4) 小括

以上より明らかなおり、多くの教育委員会・学校において、全国学力・学習状況調査に関して必要性がないにも関わらず解答用紙・調査結果・個人票の保管を行っていること、また少なくない教育委員会においてその安全管理の方法も杜撰である可能性がある。

このような事態は各自治体の個人情報保護条例に違反し、また、プライバシー保護上も相当とは言えない。よって、全国学力・学習状況調査の解答用紙・調査結果・個人票については保管の必要性を十分検討することとし、これがない場合には速やか、かつ、個人情報が漏洩しない方法で廃棄がなされるべきである。また、保管する間においても、個人識別可能な形態で保管しない、個人識別不可能な形態において保管するなど十分な安全管理対策がとられるべきである。

### 3 結論

よって、意見の趣旨記載のとおり、児童らの個人情報・プライバシー保護に十分配慮した対応がとられるべきである。

以 上